

令和7年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 供 給 事 業 所 数 | 66 か所 |
| (2) 年 間 契 約 給 水 量 | 92, 284, 100 m ³ |
| (3) 1 日 当たり 契約給水量 | 252, 900 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2, 995, 345 千円
----------------------	-----------------------

- | | |
|---------------|----------------|
| 第1項 営 業 収 益 | 2, 779, 184 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 216, 161 千円 |

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2, 748, 492 千円
----------------------	-----------------------

- | | |
|---------------|----------------|
| 第1項 営 業 費 用 | 2, 617, 091 千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 114, 401 千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | 10, 000 千円 |
| 第4項 予 備 費 | 7, 000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 110, 710 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 926, 980 千円、減債積立金取崩額 183, 730 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入 817,400 千円

第1項 企 業 債	781,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金	36,400 千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出 1,928,110 千円

第1項 建 設 改 良 費	1,693,731 千円
第2項 企 業 債 償 戻 金	229,379 千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 戻 金	1,000 千円
第4項 予 備 費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次とおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設整備工事	令和8年度から 令和10年度まで	581,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次とおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 781,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和7事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 298,709 千円
(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,952 千円である。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春